

歯科健診のお知らせ

お口を健康に保つことは、カラダの健康を維持することにつながります。高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、飲み込みが悪くなって、誤嚥性肺炎を起こすことがあります。

この歯科健診は、「歯」だけでなく「お口の機能」を含めてチェックをしますので、義歯(入れ歯など)を使用中の方も、1年に1回歯科健診を受けましょう。

対象者	大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者
受診期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
受診費用	無料(年度中1回)
受診方法	歯科医院にて、被保険者証を提示 (詳しくは、裏面をご覧ください)

健診項目	
●問診	●口腔乾燥
●歯の状態	●咀嚼能力(噛む力) <small>そしゃく か</small>
●歯周組織の状況	●舌・口唇機能 <small>ぜつ こうしん</small>
●咬合の状態(噛み合わせ) <small>こうごう か</small>	●嚥下機能(飲み込み) <small>えんげ</small>
●口腔衛生状況	●顎関節(顎の動き) <small>がく あご</small>
	●口腔粘膜



お問い合わせ先

大阪府後期高齢者医療広域連合

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8(中央大通FNビル8階)

電話 06-4790-2031 FAX 06-4790-2030

ホームページ <https://www.kouikirengo-osaka.jp/>

または、お住まいの市区町村担当窓口(後期高齢者医療担当)

後期高齢者医療歯科健康診査の対象者

受診日に大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の被保険者が対象となります。

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害があると認められた方

ただし、以下に該当する方は対象外となります。

- ・病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院中の方
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している方

受診方法

- 1 受診できる歯科医院を、同封の「歯科健診 実施登録歯科医院リスト(以下「歯科医院リスト」という。)]でご確認いただき、事前に歯科医院へお問い合わせください。
- 2 受診の際は、『後期高齢者医療被保険者証』を歯科医院へ提示してください。
(受診券はありません)

- ※ 歯科医院リストに掲載されていても、受診時期等によっては受け入れをされていないこともあります。
- ※ お住まいの市区町村以外の大阪府内歯科医院でも受診可能です。受診可能な歯科医院は、広域連合のホームページでご確認いただくか、広域連合またはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

受診時の注意

- 1 受診は、年度中(令和2年4月1日～令和3年3月31日)1回のみです。
- 2 受診の際は、後期高齢者医療被保険者証が必要となります。
- 3 受診結果は、歯科医院から受診者へお渡しするとともに、広域連合で保存し、必要に応じて被保険者の健康増進のために活用します。また、本歯科健診の結果をもとに、お住まいの市区町村から保健事業のご案内をさせていただく場合があります。
- 4 本歯科健診と同時に治療等を受けるときは、別途費用が発生する場合があります。
内容は歯科医師とご相談ください。
- 5 訪問による歯科健診は本歯科健診の対象外ですので、ご了承ください。

個人情報の取扱いについて

本歯科健診に関する個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に基づき適正に管理し、広域連合及び市区町村の保健事業以外での使用はいたしません。

また、歯科医院は、個人情報保護法や上記条例を遵守し、受診者のプライバシー情報を守ることが義務付けられています。